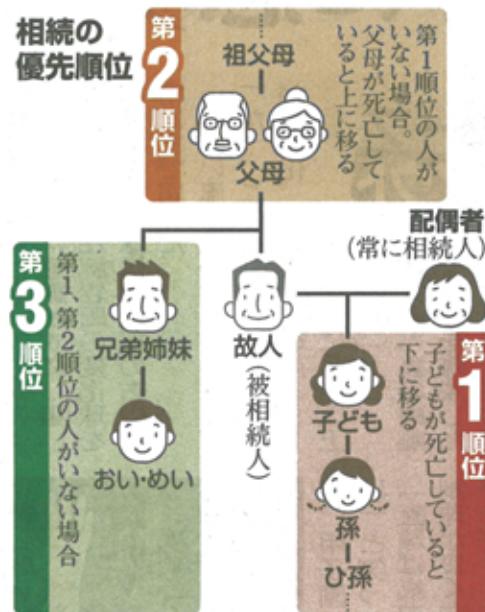


相続の優先順位



# 「受け取る権利」トラブルも

民法は相続する人の優先順位を定めている。どんな場合でも相続人になるのは配偶者。それ以外は次の通りだ。  
**第1順位** 子 (子が亡くなっていると孫ら) ▽ **第2順位** 父母 (父母が亡くなっていると祖父母ら) ▽ **第3順位** 兄弟姉妹 (兄弟姉妹が亡くなっていると孫ら) ▽ **第4順位** 孫 (孫が死んでいても下に移る) ▽ **第5順位** おじ・めい (配偶者)

## 相続する順位と生前贈与

| 教育資金、結婚子育て資金の生前(一括)贈与の概要 |                     |        |                        |
|--------------------------|---------------------|--------|------------------------|
|                          | 対象                  | 金額     | 贈与税の取り扱い               |
| 教育資金                     | 30歳未満の直系の子や孫まで      | 1500万円 | 30歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税 |
| 子育て支援                    | 20歳以上50歳未満の直系の子や孫まで | 1千万円   | 50歳に達した時点で残額があれば贈与税を課税 |

各相続人が受け取る遺産の割合の目安「法定相続分」、仮に遺言で遺産ゼロとされても一定の割合で受け取りを保障する「遺留分」も定めている。ただし、第3順位の兄弟姉妹に遺留分はない。

相続の権利があつても、あえて相続を放棄する選択もある。相続発生から3カ月以内に家庭裁判所に申請する「相続放棄」だ。被相続人の借金

ついているとおい・めい)。図。第1順位に該当者がいない。第2順位とも該当者がいる場合は第3順位の人が相続人になる。

兄弟姉妹 (兄弟姉妹が亡くなっていると孫ら) ▽ 第2順位 ▽ 父母 (父母が亡くなっていると祖父母ら) ▽ 第3順位 ▽ 孫 (孫が死んでいても下に移る) ▽ 第4順位 おじ・めい (配偶者)

どうする?  
**相続増税**  
中

が多い場合などに選ばれ、資産も負債も受け継がない。

注意したいのは、相続人同士が任意で話し合う「遺産分割協議」で遺産を受けとらなければ決めることと、法的手続

きを経た相続放棄の違いだ。

こんなケースがある。妻と

子ども2人を残して夫が亡くなつた。遺言はない。子どもたちは妻に全財産を相続してもらおうと相続放棄した。すると放棄した子どもに代わって夫の兄弟が相続人になり、法定相続分を渡さなければならなくなつた。

「子どもたちは相続放棄せず、遺産分割協議で相続ゼロとする方がよかつた」と司法書士の山田慎一さん。相続放棄すれば相続人の立場そのものを失うが、任意の協議だと相続人としての立場は変わらず、夫の兄弟に相続権が移らないからだ。

一方で、任意の協議で資産も借金も相続しないと決めていられないからだ。

いわれるのが生前贈与だ。

西山寛彦さんは言う。夫名義の自宅と土地、預貯

## 配分や放棄 ふさわしい手続きを

も、借金の返済義務は残る。

思わぬ借金返済の請求を受けかねず、こうした場合は相続放棄を選ぶのが適切だ。

子どものない夫婦で配偶者に全額渡したい場合は、遺言が必須。遺言がないと、被相続人の兄弟らも相続人になれる。「妻が夫に遺言を頼んで『兄弟姉妹を信用しないようでいやだ』と断るケースがしばしばある」と行政書士の

西山寛彦さんは言う。

夫名義の自宅と土地、預貯

事実婚の相手、子の配偶者にも相続権はなく、遺産を譲りたい時は証人2人以上が立てる「公正証書遺言」できつち会い、公证役場で公证人が立ち表示しておくことが大事だ。

死後1ヶ月もしないうちに、夫の弟が相続権を主張してきただけだ。自宅だけが財産の遺言があれば妻に全ての遺産を残せた。自宅だけが財産の場合は自宅を売つて遺産を分割された。妻が夫に遺言を頼んで「兄弟姉妹を信用しないようでいやだ」と断るケースがしばしばある」と行政書士の

西山寛彦さんは言う。

夫名義の自宅と土地、預貯

を残せた。自宅だけが財産の遺言があれば妻に全ての遺産を譲ることになりかねない。普段疎遠なほど、こうしたこと

が起こりがち」と西山さん。

夫の弟が相続権を主張してきただけだ。自宅だけが財産の

## 教育資金贈つて節税

教育は学用品の購入や授業料、結婚・子育ては妊娠・出産、乳幼児健診費など用途が決まっている。教育は贈与が30歳未満の子や孫に教育資金を非課税で一括贈与できる制度を始めた。今年4月からは資産を移せれば景気を刺激で30歳未満の子や孫に教育資金が高くなるが、お年寄りの消費は限定的。子どもの教育費用などお金がかかる若い世代に相続を渡せば景気を刺激で30歳未満の子や孫を対象に非課税で一括贈与できるようになつた。表。

## 「子どもだけ相続」に注意

配偶者と子どもが相続する「1次相続」と、子どもだけが相続する「2次相続」の違いも押さえておきたい。

配偶者は、相続財産のうち1億6千万円が法定相続分相続財産の配分をどうするか、事前にシミュレーションしておきたい」と話す。

次回は、分けるのが大変な不動産について考える。

教育は学用品の購入や授業料、結婚・子育ては妊娠・出産、乳幼児健診費など用途が決まっている。教育は贈与が30歳未満の子や孫に教育資金を非課税で一括贈与できる制度を始めた。今年4月からは資産を移せば景気を刺激で30歳未満の子や孫を対象に非課税で一括贈与できるようになつた。表。

配偶者と子どもが相続する「1次相続」と、子どもだけが相続する「2次相続」の違いも押さえておきたい。

配偶者は、相続財産のうち1億6千万円が法定相続分相続財産の配分をどうするか、事前にシミュレーションしておきたい」と話す。

次回は、分けるのが大変な不動産について考える。